相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京都港区虎ノ門●丁目●番●号、最後

の住所東京都港区虎ノ門●丁目●番●号

被相続人　亡　日本　太郎

　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

　令和●年●月●日（公告掲載日）

　　東京都港区虎ノ門●丁目●番●号

相続財産清算人　弁護士　日本　二郎

・青字はお客様の情報をご記載ください

・本文中の茶字部分について

　「二箇月」以上の期間設定も可能です。

（例）

①本公告掲載の翌日から三箇月以内に

②令和　年　月　　日までに

民法第957条

　第952条第２項の公告があったときは、相続財産の清算人は、全ての相続債権者及び受遺者に対し、２箇月以上の期間を定めて、その期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、同項の規定により相続人が権利を主張すべき期間として家庭裁判所が公告した期間内に満了するものでなければならない。